る定め)の一部を改正する告示

昭和五十三年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関す する定め) の一部を改正する告示 昭和四十八年広島県告示第百七十一号 (騒音の規制に関

.....

示

目

次

貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分

(以上三件県法規登載)

(一般廃棄物対策室)

河川区域内に放置されていた工作物の除去及び保管の公

公

土地収用法の規定による事業の認定

公共測量の終了 公共測量の実施 (二件)

(用地管理室)

(河川管理室)

収容施設の許可を必要とする区域の指定)の一部を改正

昭和四十七年広島県告示第五十八号(動物の飼養または

換地処分 (土地改良区)

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動法人の認証申請

土地改良区の解散命令 (土地改良室)

(福山地域事務所)

安委員会規則の整理に関する規則

監査委員公表

(県法規登載)

松・字岈峛越・字城・字龍王・字横山及び字山伏山を除く地域、

因島大浜町のうち字干鼻・

字鳫崎・字船附・字西浦・字崎西浦・字女郎濱・字黒崎・字九俵山・字枯柿・字宮崎・字扮

尾道市と因島市及び豊田郡瀬戸田町の合併に伴う関係公

公安委員会規則



期

号

2,700円 十一月例月出納検査の結果

人事異動

六

六

広島県総務企画部 管理総室文書法制室 購読料 月 額

発行者 広 島

1

定

第

(環境対策室) 五五五五 : Ξ Ξ . 四 五 尻及び字松山の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字平木畑・字名黒原・字平原・ 字枕谷・字平木・字赤崎・字小迫・字室ノ内・字向山・字宝崎・字折古・字神田・字津無ケ 黒・字中小路・字東畑・字久保・字前浜・字石井・字下ケー・字江口・字片山・字百分・字 宮原・字池之迫・字畝山・字畝山奥・字荒神平・字城ノ平・字小長崎・字小長崎奥・字宇三 正する。 迫・字腰林・字大木原・字休処・字平ケ谷・字奥山・字蓮葉・字中屋山・字大山・字摺・字 び字田の向の地域、 字江良及び字大師堂の地域、因島椋浦町のうち字中屋敷・字扇平良ノ上・字城見屋敷・字防 字円福寺・字城山・字国重・字通畑・字定成・字権現・字大森・字江良崎・字南・字岡畑・ 開・字安郷・字中安郷及び字崎安郷を除く地域、因島三庄町のうち字先名黒・字綿出・字名 字名駒・字足摺 八平谷・字山中及び字奥古江を除く地域、 槌之子谷・字風呂山・字青陰・字出雲地・字吉畑・字燕雀石・字太郎右衛門谷・字開地・字 字住吉の地域、因島中庄町のうち字片山・字日寄越・字惣入道・字山ノ神・字熊ケ原・字熊 及び字平田の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字正入道・字小丸・字西の奥及び 石ノ平・字沖の田・字梶平・字久保里・字川の上・字扇平・字久保側・字向ケ井・字大段及 土井・字長福寺・字甲田・字妙見山・字毛曽・字円明寺・字下葉・字枇杷木ケ内・字隠曽・ 域」の下に「、因島土生町のうち字九俵山・字原山奥・字土生奥・字上見山・字追橋・字若 広島県告示第一号 ノ奥・字大空・字三庄越・字靍ケ峯及び字向の地域、因島鏡浦町のうち字小谷・字浜床・字 昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を次のように改 別表第一尾道市の部第二種区域の項中「並びに向島町」を「、向島町」に改め、「ない 平成十八年一月十日 (県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。) ・字釣ケ濱・字八石・字鳶巣・ 因島外浦町のうち字宮ノ谷・字西郷・字日和・字向山・字東郷・字浜床 因島田熊町のうち字井ノ元・字小越中・字大越中・ 藤 田 雄

Щ

広

字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高木・字高屋・字大開・字山條・字福部岡・字福部及 つては字大高下、字深久保、字白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町にあつては林 地域、因島重井町にあつては字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊浜新開、字小林、字小田之 字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、字崎安郷及び字小長崎奥の地域、因島三庄町にあ ちそれぞれ用途地域の定めのない地域」を加え、同部第三種区域の項中「並びに向島町」を 及び名荷 (字才崎新開 (県道生口島循環線以西の地域に限る。) の地域に限る。) の地域のう までの地域を除く。) 及び字得納 (県道生口島循環線以北の地域に限る。) の地域に限る。) の地域並びに瀬戸田町のうち林 (字西沖田・字東沖田 (一二一四の一番地から一二三五番地 原・字道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸ノ水・字登上り及び字赤崎 ケ谷・字曽良・字江尻・字盛勝・字五反・字岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲江川・字石 び字福部浜の地域、因島洲江町のうち字端ノ上・字端・字松井開・字浜床・字亀ノ甲・字城 橋本・字宗友・字赤羽・字中郷・字中井津・字小田西・字小田・字上條・字横道・字岡田・ 越・字川口・字舟原・字大田・字壱町田・字青木・字山之神・字上坂・字須越・字砂田・字 県道西浦三庄田熊線以西の地域を除く。) 並びに字清水・字宮ノ上・字伊浜・字脇田・字峰 字中浜・字田中・字蛇川・字東町・字仙場新開・字阿柄谷及び字西峠の地域、因島重井町の 七号線以東の地域を除く。) ・字才崎・字西浜・字宮前・字黄番・字松井・字久保・字前田・ 字上大江・字沖畠・字中田・字大場所・字天神尾・字反迫・字清水・字沢崎 (一般国道三一 字亀浜、字畑浜、 船附、字西浦、 字足摺 (県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。)、字釣ケ濱、字八石、字鳶巣、字鳫崎、字 つては字家老渡、字安郷及び字先安郷の地域、因島外浦町にあつては字梶浜、字内梶、字小 浜谷・字畑中・字丁塚・字畑岡・字土居西・字西向・字西山・字西岡・字中西・字土居・字 及び字小細の地域、因島原町のうち字先和田・字中和田・字岡和田・字金山・字東和田・字 田・字平谷・字浜田・字要谷・字備国谷・字大浦・字籔ケ谷・字大口細・字寺之後・字北浦 字播磨・字明神・字片山及び字樋口のうち用途地域の定めのない地域並びに字山崎・字三反 有濱・字北和貞・字和貞・字郷山田・字一之宮・字胡山・字長浜・字大早・字崎浜・字相浜・ うち字細口・字宮崎・字宮沖新開・字伊浜新開・字小林・字小田之浦及び字久保 (それぞれ 字葛石、字先勘口、字勘口、 北浜、字鬼岩、字通谷、字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、字三ツ池、字東風浜、 浦及び字久保 (それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。)、字深浦、字馬神新開、 苅又及び字大苅又の地域、因島田熊町にあつては字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、 向島町」に改め、「字峠の地域」の下に「、因島土生町にあつては字荒神平、字城ノ平、 字深谷、字北崎、字倉谷新開及び字沢崎 (一般国道三一七号線以東の地域に限る。) の 字崎西浦、 字土居浜、 字女郎濱及び字黒崎の地域、因島大浜町にあつては字椎木、字添 字深浦新開及び字馬神山の地域、因島原町にあつては字竹浜、 字梅浜、字潰浜、字中川及び字波戸岡の地域、因島洲江町にあ 字

字東峠及び字本峠の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字小浜・字倉谷・字下大江・| (字東沖田 (一二一四の一番地から一二三五番地までの地域に限る。)、字大新開及び字三軒 大坂田、字小坂田及び字鴨居 (それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。) の地域に限 屋 (それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。) の地域に限る。) 及び名荷 (字井柳、 月二八日」を「平成一八年一月一〇日」に改める。 る。) の地域」を加え、同表因島市の部及び豊田郡の部を削り、同表備考中「平成一七年三 字

広島県告示第二号

する。 昭和五十三年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関する定め) の一部を次のように改正

平成十八年一月十日

広島県知事

別表中 「、因島市」を削り、「向島町」の下に「及び瀬戸田町」を加える。

藤

田

雄

Щ

広島県告示第三号

の指定)の一部を次のように改正する。 昭和四十七年広島県告示第五十八号 (動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域

平成十八年一月十日

片山、同字須鼻、同字樋口、同字西浜、同字久保、同字北浜、同字馬神山、 開、 同字峯越、同字川口、同字舟原、同字太田、同字小田之浦、瀬戸田町中野字大新開、同字佐 同字小林、同字郷新開、同字山之神、同字上坂、同字須越、同字青木沖新開、同字本郷沖新 町 字大輪及び同字熱田」 町福田字梅崎、 満堂、同字久保田、同字和木、同字正伝、 開、同字青木、同字伊浜新開、同字宮沖新開、同字宮ノ上、同字伊浜、同字瀧山、同字脇田 ノ木、同字神ノ木、 尾道市の項中「及び同町小歌島」 同字山根新開、同字通谷、同字向通谷、因島重井町字長崎、同字播磨、 因島中庄町字畑田、同字掛鼻、同字黒崎新開、 同字金本、同字大渡谷、 同字浜田、 に改める。 同字浜向、同字浜ノ奥、同字平ケ崎、 を「、同町小歌島、因島土生町、 同字西野前、 同字中郷、 同字嘉助新開、 同字川本、 同字井場、 同字清峰、 同字脇下、 同字東屋新開、 因島田熊町、 同字西浦、 同字馬神新開、 同字明神、同字 同字壱本松、 同町瀬戸田、 同字利吉新 同字向神 因島三庄 同 同

因島市の項を削る。

豊田郡の項を次のように改める。

豊田郡 大崎上島町木江

田

Щ

五 五 Ξ 四 の通知があった。 四 Ξ よって、次のとおり行政処分を行った。 広島県告示第四号 広島県告示第五号 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨 貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号) 第三十八条第一項の規定に 氏名 氏名 片桐 主たる営業所の所在地 大川 平成十七年十二月六日 行政処分の年月日 主たる営業所の所在地 商号又は名称 平成十七年十二月六日 行政処分の年月日 ローンズS 商号又は名称 平成十八年一月十日 行政処分の内容 広島県知事 (三) 第〇二二一四号 登録番号及び登録年月日 アートプランニング 貸金業の登録の取消し 行政処分の内容 広島県知事 (一) 第〇二五六九号 登録番号及び登録年月日 貸金業の登録の取消し 三原市館町二 一 一二 三次市畠敷町四〇一番地一 敏行 敬子 平成十五年五月六日 平成十五年七月三日 広島県知事 藤 田 雄 Щ Ξ Ξ 知があった。 広島県告示第七号 ζ 広島県告示第八号 広島県告示第六号 平成十七年広島県告示第千二百二号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島市長から通 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定によっ 廿日市市土地開発公社理事長から、 事業の種類 事業の認定をした。 平成十八年一月十日 作業期間 平成十八年一月十日 作業期間 平成十八年一月十日 作業地域 平成十七年十二月十九日から平成十八年三月三十一日まで 作業種類 作業地域 平成十八年一月十日 東広島市 起業者の名称 公共測量 (三級基準点測量、三級水準測量 福山市、府中市及び神辺町地域 平成十七年十二月十六日から平成十八年三月三十一日まで 作業種類 廿日市市下平良二丁目地内 公共測量 (芦田川水系の平面図修正) 次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。 広島県知事 広島県知事 広島県知事 広島県知事 藤 藤 藤 藤 田 田 田 田 雄 雄 雄 雄 Щ Щ Щ Щ

保田地区農業集落排水処理施設建設工事 (農業集落排水事業) (以下「本件事業」とい

う。)

三 起業地

収用の部分

広島県東広島市黒瀬町国近字向松崎地内

2 使用の部分

事業の認定をした理由

兀

法第二十条第一号の要件への適合性について 本件事業は、法第三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十

条第一号の要件を充足するものと判断される。

法第二十条第二号の要件への適合性について 本件事業の起業者である東広島市は、補助金、 起債、 負担金及び一般財源により財源

措置を講じている。

二号の要件を充足するものと判断される。 また、東広島市は、条例によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

う汚水処理場を建設するものである。 本件事業は、東広島市が、同市黒瀬町保田地区の環境整備の推進に重要な役割を担

村社会の形成が図られることから、得られる利益は大きいものと考えられる。 他方、本件事業は環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号) 等による環境影響評 本件事業の施行によって、自然環境の保全や生活環境の改善が図られ、活力ある農

価の対象外となっていることなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。 以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行によ

り得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

理的な本件事業の起業地を決定した。 また、東広島市は、同市黒瀬町国近字向松崎地内において、地勢、 周辺環境、 施工性、経済性等の諸条件を考慮し比較検討を行った結果、 管路計画との整 最も合 兀

以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

法第二十条第四号の要件への適合性について

流入しており、公共用水域の水質の保全を図るうえでも、本件事業の施行は急務であ また、保田地区を流れる竹保川は呉市水道事業の主要な水源である二級河川黒瀬川へ 水質の汚濁が進行し、農作物の生育不良や生活環境の悪化などの被害が生じている。 東広島市黒瀬町保田地区においては、生活雑排水が農業用水源に流入しているため

ことが合理的と考えられる。 じまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じる 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはな 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である

第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、 法

5 結論

ものと判断される 1から4までで述べたとおり、 本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足する

以上により、東広島市長から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によっ

て、事業の認定をする。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東広島市役所黒瀬支所産業課

広島県告示第九号

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第七十五条第一項及び第四項の規定によって、

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

保管した工作物の名称又は種類、 形状及び数量

小型船 動力橙色 一隻

当該工作物が放置されていた場所 広島市中区河原町十七番地先

Ξ 当該工作物を除却した日時

平成十七年十二月二十日 午前十一時

当該工作物の保管を始めた日時

平成十七年十二月二十日 午後三時

当該工作物の保管期限 平成十八年六月二十日

五

六 当該工作物の保管場所

広島市西区草津港一丁目 太田川河川敷地内

七 当該工作物の除却、 当該工作物を放置した者又はその所有者 保管、返還等に要する費用負担

八 電話〇八二 (二三二) 九二四七 国土交通省中国地方整備局太田川 実施機関及び問い合わせ先 河川 ;事務所 占用調整課

公

特定非営利活動法人認証申請があっ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第 一項の規定によっ ζ 次のとおり

平成十八年一月十日

広 島県知

事 藤 田 雄

Ш

第

「項の規定によって、

届出があった。

ポートひろしま 法人ふれあいサ 法人の名称 特定非営利活動 代表者の氏名 本 準 子 二三 二一 号 正町大立町四番 所在地主たる事務所の 寄与することを目的とする。 ま業を行い、広く社会に貢献し生活指導や自立支援、就職支援生活指導や自立支援、就職、 食生活指導や自立支援、就職、 食がに生涯学習の推進に関する。 まずいに生涯学習の推進に関する。 定 款 に 記 載 Þ れ た 目 的 二平 月成 申 請 年 月 日年

定非営利活動法人から定款変更認証申請があっ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) た 第 Ŧ 五条第三 「項の規定によっ ζ 次の特

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

ピアズ 団法人 CIL IL 名代表者の氏 中井 泰治 の所在地 主たる事務所 目浦広 周 町 水 尻 一 丁 に 島 県 呉 市 安 盂番 号 定 (款に記載された目的 変事活特 更業動定 内に非 内容 定款変更の 容係営 のる利 日 申請年月日 一二月一六年成一七年

> 十七年十二月二十一日付けで三原市鷺浦土地改良区の解散を命じた。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百三十五条第一項の規定によって、 平成

算して六か月以内に、 なお、この解散命令について不服がある者は、 広島県を被告として、 命令の取消しを求める訴えを提起することがで 命令があったことを知っ た日の翌日から起

平成 十八年一月十日

次のとおり換地処分をした旨、 土地改良法 (昭和) |十四年法律第百九十五号) 第五 十四

広島県知

事

藤

田

雄

Щ

平成十八年一月十日

主 体 地区 名 事

日

事

沼隈郡沼

隈町土地改良区

菅 田

広 島県知 事 藤 田

雄

Щ

農用地 造成事業 名 平 換 成 地 処 七・一二・一 分 年 月 日

規

公

۲۱ 尾道市 こに公布す と因島市及び豊田郡瀬戸田町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する δγ. 規則

広島県公安委

쁴

加

剛

刦 άk

衜

#

平成18年1月10日

例

広島県公安委員会規則第1 加

黙 尾道市と因島市及び豊田郡瀬戸 する規則 田町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、 位置及び所管区等に関する規則の一 部设

和39年広島県公安委員会規則第8号) 偨 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、 の一部を次のように改正す 位置及び所管区等に関する規則 (品

H

別表1幹部交番の部広島県因島警察署の款を次のように改める

広島県因島 警察署
瀬戸田交番
尾道市瀬戸田町 瀬戸田
尾道市のうち 瀬戸田町 (御寺、宮原、 荻を除く。)
宮原、生口各警察官駐在所の所 第官 第区

別表 3 警察官駐在所の部広島県因島警察署の款を次のように改める。

第6197号

					広島県因島 警察署
生口警察官駐在所	宮原警察官 駐在所	中庄警察官駐在所	重井警察官 駐在所	三庄北警察官駐在所	田熊警察官駐在所
尾道市因島 洲江町	尾道市瀬戸 田町宮原	尾道市因島 中庄町	尾道市因島 重井町	尾道市因島 三庄町	尾道市因島 田熊町
尾道市のうち 因島原町、 因島洲江町	尾道市のうち 瀬戸田町 (御寺、宮原、荻)	展道市のうち 因島中庄町、因島外浦町、因島鏡浦町	尾道市のうち 因鳥重井町、因島大浜町	 尾道市のうち 因島三庄町、因島椋浦町	尾道市のうち 因島田熊町

別表 4 警察署の直轄する所管区の部広島県因島警察署の項を次のように改める。

警察署
尾週巾のつち 因島土生町

別表備考中「平成17年11月21日」 俐 「平成18年1月10日」 に改める

(警備業法施行細則の一部改正)

第2条 正する。 警備業法施行細則(平成15年広島県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改

 次 に 「, 地域に」を加える。 別表中「(御調町を除く。)」を削り、同表備考中「東広島市の区域であった地域に」 「尾道市」は平成17年3月27日において尾道市及び御調郡向島町の区域であった 9

(広島県道路交通法施行細則の一部改正

3% ように改正する。 広島県道路交通法施行細則 (昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次の

> 及び37の項中「因島市洲江町」を「尾道市因島洲江町」に改める。 田町荻」に, 別表21の項中「豊田郡瀬戸田町大字荻」を 「尾道市因島洲江町」に改め,同表22の頂中「豊田郡瀬戸田町大字荻」 「豊田郡瀬戸田町大字垂水」を「尾道市瀬戸田町垂水」に改め、 「尾道市瀬戸田町荻」 ָרו רו 例 「因島市洲江町」 同表23の項 「尾道市瀬戸

字 浬

この公安委員会規則は, 公布の日から施行する。

蒕 公 表

平成十七年十一月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。 平成十八年一月十日

同 同 広島県監査委員 髙 光橋辺川 直

同

近

田坪 禮

章則史巳

Ħ

発令年月日 一 八 ·

(収用委員会)

委 員

(再

(新

任任

脇中

氏

名

坂 尾 重正

之 士

@100 古紙配合率100% 白色度70%再生紙を使用しています

11月例月出納検査の結果

平成17年11月25日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成17年10月31日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位:円)

区分		予	笞	安百	本		月	引 分			累			計				収	\ 済	額と額と			
	Л	7	算	額	収入		音 額	Į	支	出	済	額	収	λ	済	額	支	出	済	額		支 出 済 額 の差 (累記	_観 こ 計)
一般	会 計	1,044	,047,7	741,950	38,5	11,2	11,68	39	43	,616	3,860	,565	502	,524	,617	,123	442	,180	,916	,044	60	,343,7	01,079
特別	会 計	216	,679,4	193,000	4,4	77,7	19,54	11	1	,704	1,571	,670	100	,390	,121	,330	77	,761	,572	,974	22	,628,5	48,356
合	計	1,260	,727,2	234,950	42,9	88,9	31,23	30	45	,321	,432	,235	602	,914	,738	,453	519	,942	,489	,018	82	,972,2	49,435

(2) 歳入歳出外現金

(単位:円)

前月末保管額	本 月	受 額	本	月	払	額	本	月	末	保	管	額
3,320,302,204		1,188,788,795	i		1,157	,831,952				3,3	351,2	259,047

(3) 基 金

(単位:円)

前	月	末	現	在	額	本	月	受	額	本	月	払	額	本	月	末	現	在	額
		1	38,5	517,7	51,303				0				0				138,5	517,7	51,303

2 公営企業会計

平成17年10月31日現在における平成17年度の病院事業会計,工業用水道事業会計,土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで,現金出納事務は適正に行われ,正確であると認めた。

(単位:円)

	前月からの	本 月	分 分	累	計	翌月への繰越額
分 分	燥 越 額 (A)	収入額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	繰 越 額 (A + B - C)
病 院 事業会計	181,925,465	2,145,887,152	2,102,263,405	20,454,535,927	20,376,553,845	225,549,212
工業用水道事業会計	3,772,170,252	316,696,375	135,986,238	1,888,058,920	2,985,870,550	3,952,880,389
土 地 造 成事業会計	7,276,508,446	527,568,577	803,819,099	7,621,654,924	5,494,731,812	7,000,257,924
水道用水供給 事業会計	8,885,051,281	1,713,051,589	1,175,397,012	14,239,144,609	16,231,438,789	9,422,705,858
企業局計	19,933,729,979	2,557,316,541	2,115,202,349	23,748,858,453	24,712,041,151	20,375,844,171
合 計	20,115,655,444	4,703,203,693	4,217,465,754	44,203,394,380	45,088,594,996	20,601,393,383